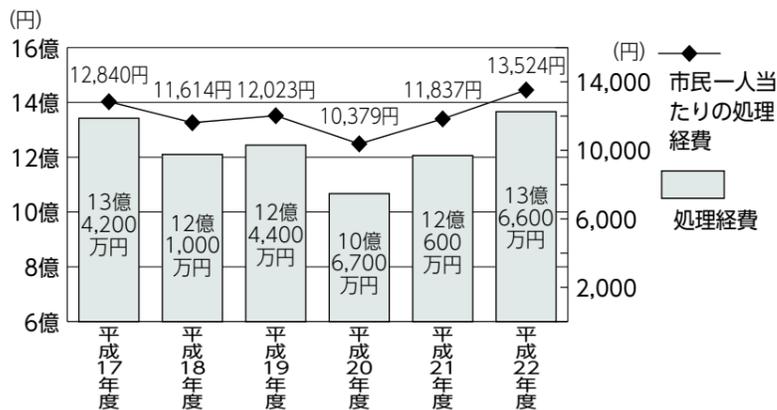


# ごみ処理経費は平均12億円、 市民一人当たり1万2千円

## ごみ処理経費の推移



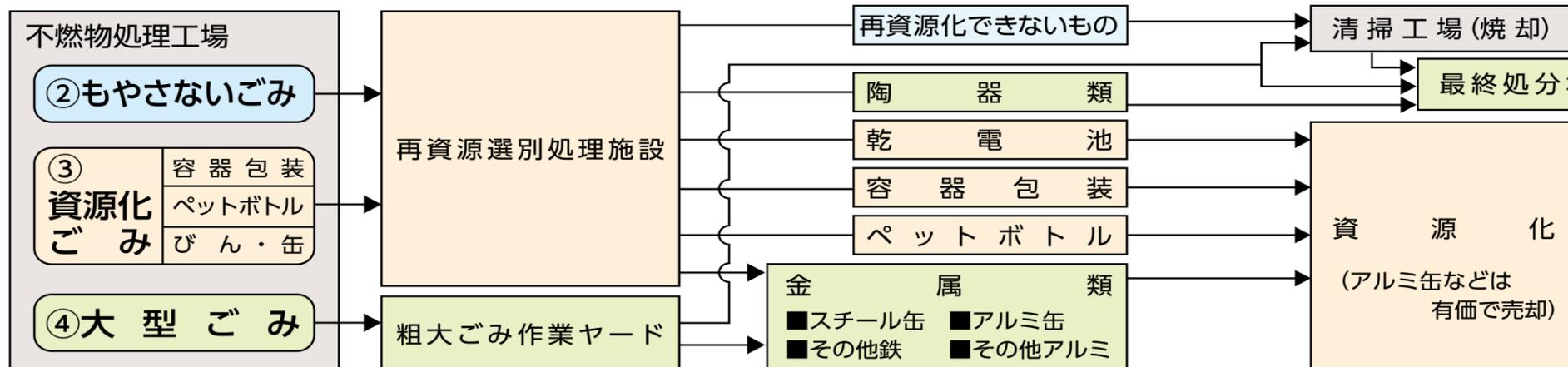
本市で一年間にかかっているごみ処理経費は、6年間の平均で、12億3,917万円です。これは、市民一人当たりに換算すると12,036円となっています。

処理経費には、主にごみ処理施設の維持管理費や収集運搬業者への委託費などが含まれています。

## ごみはどうやって処理されているの？

家庭や事業所などから出るごみは、①もやすごみ②もやさないごみ③資源化ごみ④大型ごみの4種類に分類できます。これらのごみは、次の流れで処理されています。

※一部、処理方法が異なる地域もあります。



先月に引き続き、市内のごみの状況について特集します。今月号では、ごみの処理にどれだけの費用がかかっているのか、出されたごみがどのように処理されているのかなどを紹介します。

環境管理課 ☎0848・63・1210



▲焼却灰や不燃物などを埋め立て処分している最終処分場

特集

わがまちの  
ゴミ事情

後編

## 審議会から提出された意見書の内容

- 可燃ごみ処理券制度の見直しについて  
排出抑制、費用負担の公平性の確保、ごみの排出に係る意識改革などが期待できる有料指定袋制度の導入が望ましい。
- 有料指定袋制度の導入について
  - 実施時期  
・平成25年度を目途
  - 対象とするごみ  
・家庭から出る可燃ごみ(古紙類や清掃工場へ直接搬入するものを除く)
  - 指定袋の種類  
・45リットル、30リットル、15リットル程度の3種類
  - 指定袋の価格  
・1リットル当たり1円
  - 指定袋に入らない可燃ごみの処理  
・処理券(別売)を貼り付ける
  - 処理券の価格  
・45リットルの指定袋と同程度の価格



▲五藤市長(右)へ意見書を提出する三苫会長と益田副会長(左)



## 有料指定袋制度を検討しています

### ●有料指定袋制度って？

市が作製・指定したごみ袋を有料で購入し、そのごみ袋でごみを出す制度です。  
ごみ袋の価格には、作製にかかった費用と、ごみ処理費用の一部が含まれています。  
ごみの問題への意識をさらに高め、ごみの減量やリサイクルに結びつけることを目的としています。

この条例を改正することについて、皆さんからの意見を募集します(パブリックコメント)。  
**案件の概要** 家庭から出るごみの排出量の8割以上を占める、可燃ごみの減量・再資源化を推進するため、その排出方法などに関する規定の変更  
**案件の公表と意見提出の期間** 2日(月)～31日(火)(土・日曜日、祝日を除く)8時30分～17時15分  
**案件の公表場所** 環境管理課(宮沖五丁目)、各支所の地域振興課、情報公開コーナー(市役所本庁3階)、市ホームページ

特集 わがまちの33事情 終わり

環境管理課  
☎0848・63・1210  
☎0848・67・6069



## 皆さんの意見を寄せてください

審議会からの意見を踏まえ、市では、関係する条例(廃棄物の処理及び清掃に関する条例)の改正を検討しています。  
意見の提出方法 所定の意見書各公表場所に用意(住所、名前、電話番号と意見を記入し、Eメール、ファクス、または郵送で、環境管理課各支所へ)  
※意見に対する個別の回答は行いません。市ホームページなどで、提出された意見と市の考え方をまとめて公表します。

**●検討している内容は？**  
家庭から出される可燃ごみについて、現在行なっている可燃ごみ処理券制度から有料指定袋制度に変更することを検討しています。  
検討に当たり、※三原市廃棄物減量等推進審議会(以下、「審議会」)に意見を聞くこととしました。昨年7月から合計6回の会議を重ね、今年3月、審議会から左上の意見書が五藤市長に提出されました。



※三原市廃棄物減量等推進審議会とは：環境団体、PTA、各地域の町内会、女性会などの団体の代表者19人で構成し、一般廃棄物の減量や再資源化に結びつける方法などを検討する。



◀古紙類や布類を再資源化につなげるストックヤード



## ストックヤードを利用して再資源化を!

5月14日に開場したストックヤードでは、古紙類や布類を一時的に保管し、再資源化につなげています。古紙類は新聞やダンボールなどの原料に、布類は綿や雑巾などに再利用されます。次の品目に当てはまるものは、あらかじめ分別し、ストックヤードへ直接搬入してください。

### 〈ストックヤードについて〉

**開場時間** 8時30分～12時、13時～16時30分  
※清掃工場の開場時間と同じです(年末を除く)。  
**ところ** 清掃工場敷地内(八坂町)

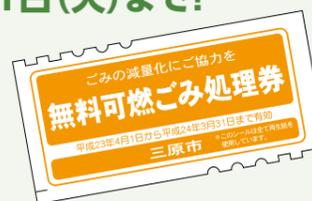
### 対象品目

- ▼古紙類 汚れた物、ぬれた物を除く
  - ①新聞紙(チラシ・コピー用紙を含む)
  - ②雑誌
  - ③ダンボール(一辺の長さが1m以内のもの)
- ※雑がみ類(包装紙・紙袋など)、感熱紙、ノーカーボン紙、合成紙、防水加工された紙、タオルペーパーは搬入できません。
- ※必ずしも縛り、片手で持てる量(おおむね10kg以内)としてください。
- ▼布類(汚れた物、ぬれた物を除く)  
古着類(毛布・布団・カーテンは除く)  
※ひもで縛るか中身が見える袋に入れ、片手で持てる量(おおむね10kg以内)としてください。
- 利用料 無料

## 無料可燃ごみ処理券の交換は31日(火)まで!

昨年度の無料可燃ごみ処理券(オレンジ色)を1枚20円に換算して、ごみ袋やエコバッグなどと交換しています。市へ登録している資源回収団体や町内会などには、枚数に応じた金額を交付します。

**交換期間** 31日(火)まで(土・日曜日を除く)  
※16日(月)の祝日は、環境管理課だけで交換します。  
**交換場所** 環境管理課、各支所の地域振興課  
**問い合わせ先** 環境管理課(☎0848・63・1210)



▲交換できるごみ処理券

